

次世代の基盤空間情報整備（NEXT-GIS）の 今後の進め方について（案）

〔平成 17 年 12 月 21 日
測位・地理情報システム等推進会議〕

1. 基本認識

(1) 現行の「GIS アクションプログラム 2002-2005」が本年度末で終了した後には、基盤空間情報の整備に関する新計画が必要と考えられる。

※基盤空間情報：様々な主題情報を空間上の位置に対応付けるために多くの主体に共通・頻繁に参照される基盤的な情報

(2) この認識に基づき、新計画の策定にあたっての論点を、概略以下のとおり整理したところ。

○ 現行の「GIS アクションプログラム 2002-2005」の後継計画の策定に向けた基本方針案の検討

- ・基盤空間情報の位置付け及び、公的機関における基盤空間情報の提供のあり方
- ・縮尺 1/500 相当の情報整備の推進
- ・電子納品の義務化
- ・基盤空間情報の技術仕様の標準化
- ・基盤空間情報の利用者へのワンストップ型提供システムの構築
- ・基盤空間情報の利用・提供手続きのあり方
- ・民間の測量成果の品質認証制度 等

○ 立法措置についての考え方の検討

- ・基盤空間情報の整備に係る立法措置の要否
- ・立法措置を講じる場合はその基本方針 等

(注) 準天頂衛星に関しては、立法措置の問題ではなく、プロジェクトの問題と認識している。

2. 今後のスケジュール

平成 18 年度早期に、次世代の基盤空間情報の整備に関する方向付け（新計画の骨格的内容、立法措置についての考え方等）を行うこととする。この取組は、国土交通省及び関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。